

厚生労働省岩手労働局発表
平成29年4月28日（金）

【照会先】

岩手労働局 総務課
課長 四役 富雄
岩手労働局 雇用環境・均等室
室長 石原 房子
電話 019 (604) 3001

厚生労働省岩手労働局長が 『イクボス』宣言をしました！

～ 職員の仕事と家庭の両立を応援し、自らも仕事と生活の充実に取り組みます！ ～

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）では、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、仕事と家庭の両立（男性の育児休業の取得促進など）など働き方改革の取組を県内企業にすすめる取組を行っています。

そのような中、労働局長及び局の幹部有志が、率先して労働局職員の働き方の見直しに関する取組を進めるため、「イクボス宣言」を行いました。

※『イクボス』とは・・・職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことをいいます。

○宣言内容

- ・育児休業や介護休業が取得しやすい職場環境づくり
- ・超過勤務の削減や年次有給休暇の取得促進
- ・企業へ長時間労働の見直しと休暇の取得促進の働きかけ

○別添資料

- ・『イクボス宣言』宣言書
- ・岩手労働局の取組



イクボス宣言

- ・私は、職員が育児休業や介護休業が取得しやすい職場環境づくりに努め、仕事と家庭の両立を応援する「イクボス」となります。また、自らも仕事と生活の充実に取り組んでいきます。
- ・私は、新たに子どもが生まれた職員に対し、積極的に育児休業を取得するよう声掛けを行うとともに、超過勤務の削減や年次有給休暇の取得促進のための取組を進めます。
- ・私は、岩手県内のすべての企業等が労働者にとって働きやすい職場となるよう、県内企業のトップ等に対して長時間労働の見直しや休暇の取得促進等の働きかけを積極的に行うとともに、育児をはじめとする家庭と仕事の両立や女性の活躍推進にむけた施策に全力で取り組みます。

平成29年4月28日

岩手労働局長 久古谷 敏行



仕事と家庭の両立支援

女性の活躍推進

若者の活躍促進

〔岩手労働局の取組状況〕

- ◆男性職員の育児休業の取得促進に向けて、「育児・介護のための
両立支援手引書」を配付
- ◆新たに子供が生まれた男性職員に対して、原則として、局長が
本人及びその管理者と対面又は電話等により、育児休業の取得を
勧奨
- ◆幹部職員や管理職員に係る業績目標に超過勤務の縮減及び年次
有給休暇の取得促進を設定
- ◆ノー残業デー（毎週水、金曜日）の実施
- ◆年次有給休暇の取得促進（指定休暇制度、マンスリー休暇の
取得）

（参考）

厚生労働省における「女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」の
進捗状況（計画期間：平成 27 年度～平成 32 年度）

○ 職員の仕事と生活の調和の推進のための改革

◇平成 32 年度までの目標（厚生労働省）

◇男性職員の育児休業取得率 30% 原則として5日以上取得

〔岩手労働局の状況〕

平成 28 年度 男性の育児休業取得率 28.5%

◇配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率

合計5日以上：100%、合計7日以上：90%

〔岩手労働局の状況〕

平成 28 年度 合計5日以上：85.7%、合計7日以上：57.1%